

第17回安全性検討会における岩崎委員からの御指摘に対する回答について

1 目的

国の審査において、女川原子力発電所は地震の影響を受けたプラントとしてどのような審査がされ、どのような評価がされたのか、県から国に対して確認する。

2 確認日時・場所

日時：令和元年7月8日

場所：原子力規制庁会議室

3 確認相手

原子力規制庁 実用炉審査部門管理官補佐（総括担当）

4 確認結果

（1）審査の方法について

- 地震の影響を受けたプラントとして審査を行うために、建屋のひび割れに伴う初期剛性の低下及び既に一部の施設で行っている耐震補強を考慮した地震応答解析モデルを策定し、当該モデルを用いて建屋の耐震評価を行う方針であることを確認しているとのこと。

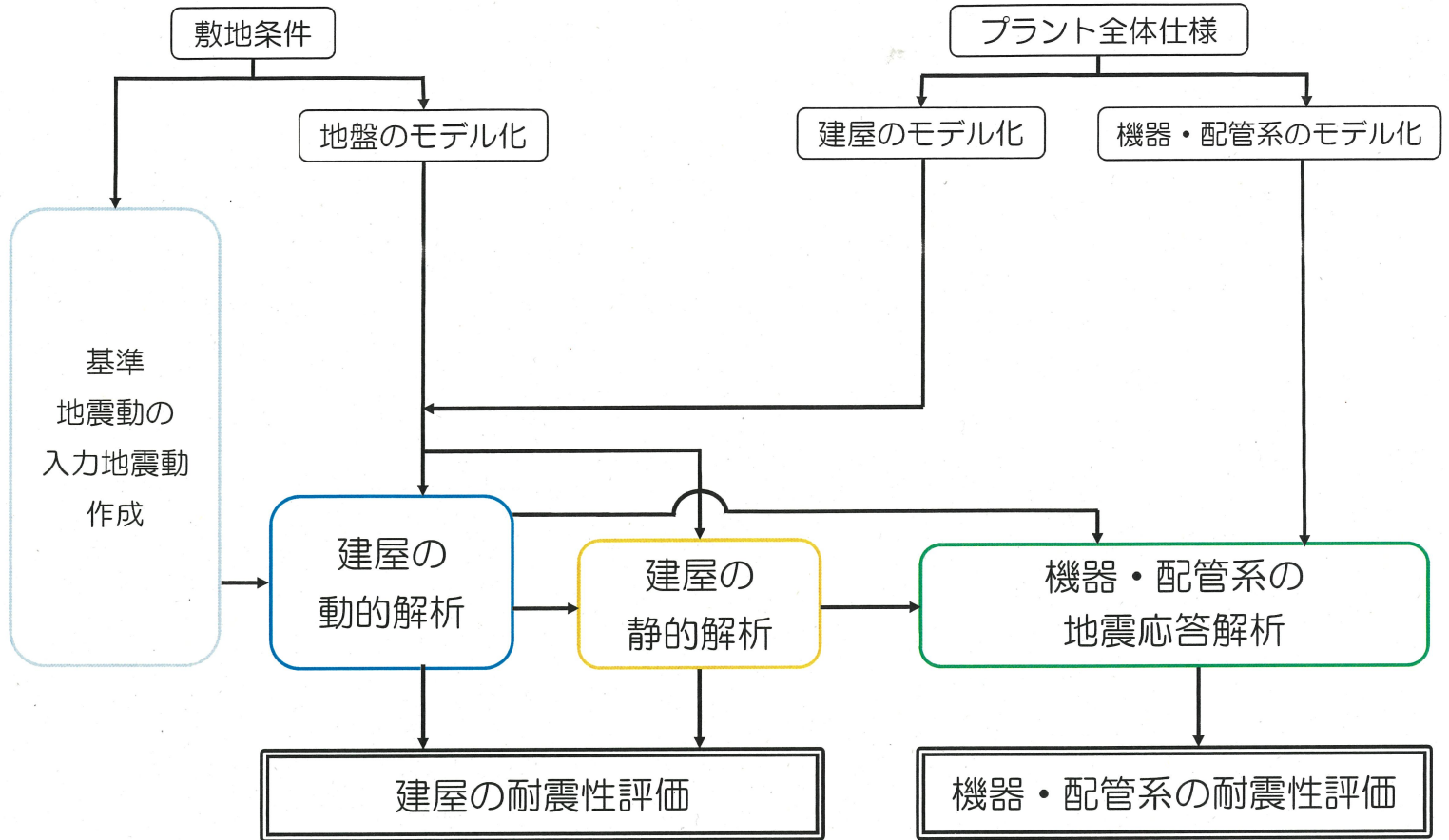
（2）評価の内容について

- 建屋や機器・配管系の耐震評価の方針と、その方針に基づき個別建屋、機器・配管の耐震設計が成立する見込みがあることについて現在審査中とのこと。

（3）その他

- 原子炉設置変更許可後には、自治体等の要望に応じて、国の審査担当者による審査全般に係る説明が可能であるとのこと。

耐震設計全体概要（女川従来・他プラント）



耐震設計全体概要（女川2号機 東北地方太平洋沖地震等後）

